※原則, 小数点第2位まで入力

:当初提出時に入力する箇所
:上半期提出時に入力する箇所
:下半期提出時に入力する箇所
:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		教育総務課
連絡先(内線・外線)		6117
	環境管理責任推進員	***
	環境管理推進員	****
	当初提出日	令和4年6月16日
提出日	上半期提出日	令和4年10月4日
	下半期提出日	令和5年4月20日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	ハることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病体,産休,育休等は除く)

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,	育休等は除く)	0
---------------------	---------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所でを表すが使用するでは、 自動間では、 自動間では、 自動間では、 自動間では、 自動では、 自動をできるでは、 一、 できるでは、 一、 できるでは、 一、 できるできるが、 一、 できるが、 できるが、 一、 できるが、 こ、 できるが、 一、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、 できるが、 こ、 こ、 こ、 できるが、 こ、 こ、 できるが、 こ、	ることにより 、 により 、 にとをの の の の の の の の の の の の の の	公用車	ステップワゴン(教育長車),アクティ
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点 令和4年4月からアクティ車1台の)増車

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、るのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	テレビ(液晶式)	1台(教育長室)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定とと、関係器、名ののでは、、特定と、特定と、特定とのでは、、特定とのでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	冷蔵庫2台・冷凍庫2台	冷蔵庫: 11階リフレッシュルーム/11 階1101ミーティングルーム 冷凍庫: 11階1101ミーティングルー ム
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・対象所属が、年度内に素忌事態対心訓練子順音を基に訓練を実施し、その実施内容を大・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日		
実施人数	実 施 日	
名	訓練内容	三大・ユノナト
41	実施時の写真撮影有無	言名=なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は,「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると,各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底, 出張時の公共交通機関の利用, 近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 29.4% 29.4% (R4年度) 環境目標6に対する所属の結果 29.4% を認める。 が成立れている

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく,1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を含 む物品を購入し た件数→ R4年度に購 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

85.7%

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

教育委員会用封筒(長3,角2)作成時に,「鈴鹿エコモーション6」の取組をPRする表示を記載する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

目標どおり、教育委員会用封筒(長3,角2)に「鈴鹿エコモーション6」の取組をPRする表示を行った。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G	
年間計画(P) (当初入力)		_				
実施結果(D) (3月入力)			公山	4 + >		
評 価(C) (3月入力)			1	1 '		
改 善(A) (3月入力)						
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

職員一人一人が環境に対して優しい行動に努めた。

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		鈴鹿市学校給食センター	
連絡先(内線・外線)		6220	
環境管理責任推進員		****	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和4年6月16日	
提出日 上半期提出日		令和4年10月19日	
	下半期提出日	令和5年4月21日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	ハることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

• 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く) 該当な	し
--------------------------------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが,<u>上半期に実施できない場合は,必ず「下半期」に実施</u>してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定協品の管理者の判断の基準となるべき事	た、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への 報告は環境政策課) 		空調機器(業務用・第一種特定製品)		規模,能力等	
	3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象) 10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施E			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日			
4月7日	7月5日		10月4日		1月1	108
↓ 点検(整備)記録簿へ(D記載を済ませたら○を選択 ↓ ※	※機器を	廃棄した後3年間は紙又は電磁	核的記錄	录によって保存する	必要あり。
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	0
	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗	乗せして写	実施するもの		対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 9 実施し						実施した
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						
発達なし ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点						

2								
適用法令等	適用法令等 遵守事項					規模,	能力等	
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。ま			冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫(第一種特 定製品) 冷凍冷蔵庫:1.2台,冷凍周 冷凍冷蔵庫:1.5				•	
上半期 ※簡易点検	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実			点検実施日	
4月7日		7月5日		10月4日 1月10日			10⊟	
↓ 点検(整備)記録簿	への記	『載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	录によって保存する	必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3	月	0
定期点検の実施(下記の機器を保存			乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点相 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・						17	実施し	た
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 4.72kg						g		
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量 HFC R4O7C								
年間総合実施状況 選択リストから遵守・未遵守・評価	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定	冷房機(家庭用)	16台 多目的室,休憩室,更衣室,廊下,2FU ビ-見学廊下,2Fエントランス,事務 室,和え物室×1台,調理室×3台,コ ンテナ室(西)×2台,洗浄室 × 3 台,揚げ物,焼き物,蒸し物調理室 × 3台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定では、特定で	洗濯機	5台/2F洗濯室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5						
適用法令等	遵守	事項	該当活動,	設備等	規模,	能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有るでは、長期間動車もに、長期間動車もに、一大型では、一大では、一大型では、一大型では、一大型では、一大型では、一大型では、	ることにより、 こことを期入にとを期入にとを期入にとを明れている。 自動を開発にこのでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関連のでは、 を関するのでは、 を関するのでは、 を関するのでは、 を可能のでは、 を可能のでは、 のでは	公用項	≢	1台/R1	N-VAN
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

6				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業 廃棄物を自らの責任 しなければならない。	活動に伴つて生じたにおいて適正に処理。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第 15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積500㎡以上 又は駐車台数40台以上)の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	300㎡/40台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	1 1	変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条(指定施設の設置の届出)	騒音を発生させる者は、工場等に指摘を設置しようとするときは、あられた。 を設置しようとするときは、あられた。 め規則で定めるところにより、次に対しる事項(O氏名又は名称及び住所主体。 表人にあっては、その代表者施設の表表にあっては、その代表者施設の 及び能力ごとの数の方法及び指定の施設の を助したが出たが、のものが、 が7.5kw以上のもの)/冷房機及で が7.5kw以上のもの)/冷房機及で が7.5kw以上のもの)/冷房機及で が7.5kw以上のもの)/冷房機及で が7.5kw以上のもの)	じ げ に に に に に で に の 方 の で で に に に に に に は に は は に は は に に に に に に に に に に に に に	【冷房機(エアコン)R410A×16 台】【冷却塔(冷温水発生器)1台】 (合計352KW)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	•

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に 係る第二十三条第一項第四号から第六号 (〇指定施設の使用の方法〇騒音の他規則 の方法及び指定施設の型式〇その他規則 で定める事項)までに掲げる事項のめ、市 で定める事項ときは、あらか旨を したといるところによりい 第29条 届出をした者は、その届出に 第29条 届出をした者は、その届出は及び 第3第二十三条第(〇氏名の代表で に弱があったとき、又はその代表で 更があったとき、又はその届出に 要があったとき、又はその 更があったとき、以 でにより、 でにあるの使用を廃止したときは、 をの したときばいる でにより、 でいらこと でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	冷房機(エアコン)及び 冷却塔(冷温水発生器)	【冷房機(エアコン)R410A×16 台】【冷却塔(冷温水発生器)1台】 (合計352KW)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	1 → 1	変更点	

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	冷房機(エアコン)及び 冷却塔(冷温水発生器)	【冷房機(エアコン)R410A×16 台】【冷却塔(冷温水発生器)1台】 (合計352KW)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	∥ 1⊖ \ \	変更点	

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第 23条(指定施設の設置の届出)	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項(〇氏名又は名称及び住所並の氏名又は名称及び住所が名の氏名又は名称及び住所の氏名の名称及び所名の大きをでは、その名称及び所名の地域をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	送風機	①7.5kw × 1台②15kw × 5台③ 11kw × 1台④18.5kw × 1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に 係る第二十三条第一項第四号から第六号 (〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止 の方法及び指定施設の型式〇その他規則 で定める事項)までに掲げる事項のの で定める事項)までに掲げる事項のめ、市 しためるところにより、 に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に第二号に掲げる事項(〇氏名又は名称及び所在地)に 第3第二十三条第(〇氏名又は名称表で 任所並びに法等の名称及び所在地)に の氏名〇工場等の大はその所名の下とき、 でにあったとき、 でにあったとき、 のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	送風機	①7.5kw × 1台②15kw × 5台③ 11kw × 1台④18.5kw × 1台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第 31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	送風機	①7.5kw × 1台②15kw × 5台③ 11kw × 1台④18.5kw × 1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート 令和4年度

14						
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備	等	規模,能力]等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその火災の発生のおそれのある。次に掲げるもの(省略(省)を設置しように関する。との、その旨を消防を受ける。とのはならない。【届出が必要付いる。(1)のでは入力では入力では、1)の大力では、1)のようないは、1)の大力では、1)の大力では、1)のようないは、1)の大力では、1)のは、1)のようないかりが、1)のようは、1)の	設備のうち、 足事項参 者は、あらかけ出なければ 火災の恐れの 積2㎡以上の kw以上の給 よる発電設備 延圧又は特別 Okw以下の	ガス焚吸収冷温水発生機((都市ガス)	【ボイラー3台】(伝熱 (熱出力)1.25kcal/ 量)115.8m (冷温水発生機1台/ 11.0㎡/(燃焼能力)	/ h (燃料消費 N/ h (伝熱面積)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守 変更	巨点			

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
大気汚染防止法第6条	はい煙を大気置しています。 発生施設を設るところにようにより、はは、事項とより、はは、事項とより、なばないで定めるところによりればにきなり、なばない事にはない事にはない。 をで定めるところによりればにはからないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	冷温水発生機小型貫流ボイラー	(冷温水発生機1台/(伝熱面積) 11.0㎡/(燃焼能力)17.3㎡N/h) (小型貫流ボイラー3台/(伝熱面積) 9.98㎡/(燃焼能力)112.7㎡N/h)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	・13月) ・1しのいずれかを選択 遵守	変更点	

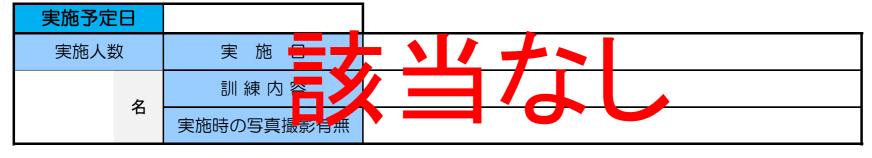
16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
大気汚染防止法第11条	届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号(〇氏名又は名称及び信法人にあつては、その代表者の性語のを表生施設の種類のが原発生施設の使用の方法のでは、一個ではいたでは、一個ではいたでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	冷温水発生機小型貫流ボイラー	(冷温水発生機1台/(伝熱面積) 11.0㎡/(燃焼能力)17.3㎡N/h) (小型貫流ボイラー3台/(伝熱面積) 9.98㎡/(燃焼能力)112.7㎡N/h)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
大気汚染防止法第13条,第16条	第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下ではいたりではいたが当該はいたのではない煙が出土をではないにおいてはないではないにおいてはないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	冷温水発生機小型貫流ボイラー	(冷温水発生機1台/(伝熱面積) 11.0㎡/(燃焼能力)17.3㎡N/h) (小型貫流ボイラー3台/(伝熱面積) 9.98㎡/(燃焼能力)112.7㎡N/h)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18						
適用法	令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例		使用者が公共下水道 止し、若しくは廃止 ているその使用を再 は、当該使用者は、 を市長に届け出なけ 出た事項を変更しよ 様とする。	し,又は現に休止し 開しようとするとき あらかじめ,その旨 ればならない。届け		下水道排水設備	
年間総 選択リストから遵守・	合実施状況(入力: ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

• 環境目標1~5は, 「セルフチェックシート」(別シート) に各職員が評価や数値を入力すると, 各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標 6】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 67 決裁数を入力 20.2% 年間の電子 決裁を含む全 331 決裁数を入力 もう少し努力できる

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

> > 「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 7 GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購 9 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

77.8%

徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 Ο 作成なし 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

飲用牛乳の牛乳パックは、日本テトラパックのベルマーク運動に参加し、リサイクル推進を図る。 また、調理に使用した調理用牛乳パック(紙容器)も廃棄せず、掲示板で再利用を募集し、資源の有効活用を図る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

給食センター分の飲用牛乳の牛乳パックを廃棄せず、日本テトラパックが取り組んでいるベルマーク運動に参加しリサイクル活動を行った。 また、調理に使用した牛乳パック(紙容器)も廃棄せず、掲示板で再利用を募集し資源の有効活用が図れた。(配付先:保育所・小学校・公民館)

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)				_			
実施結果(D) (3月入力)			公山	4 + 2			
評 価(C) (3月入力)				1'6			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	 で から選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	去の遵守状況(Ⅲ) 非常訓練(Ⅳ) 所属の目標設定及び実施結果(Ⅵ) 環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅵ)						
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所
,	

	所属(課等)	教育総務課 第二学校給食センター		
連絡先(内線・外線)		388-0330		
	環境管理責任推進員	***		
	環境管理推進員	***		
	当初提出日	令和4年6月17日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月14日		
	下半期提出日	令和5年4月20日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

• 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く) C)
------------------------------	---

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	該当なし
13th O CV O C C C C C C C C C C C C C C C C	12 - 12 C

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
適用法令等 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)		保存食用冷凍庫/プレハブ冷凍庫		保存食用冷凍庫4台/プレハブ冷凍台		凍庫2
上半期 ※簡易点検	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検問	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
6月30日		9月30日		12月28日 3月3			31⊟	
↓ 点検(整備)記録簿	への 記	『載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	录によって保存する	必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	₹	0
定期点検の実施(下記の機器を保有			乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点板 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし	該当な	し	
	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 洗り ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

2							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適宜化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	た、国はその算定漏えい量等を公表する。(報告は環境政策課)	時必環 行 算。国 あンー注 「フフたに要境 う 定まへ る類種時 第ロロ、お。の ま	冷蔵庫/パススルー冷蔵庫/冷凍) /プレハブ冷蔵庫	令 蔵 庫	冷蔵庫1台/パスス 凍冷蔵庫1台/ブ		
 上半期 ※簡易点検は3			下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	」 目に1回以上(全機		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	∃	1月~3月	点検実施日	
6月30日	9月30日		12月28日		3月:	31⊟	
↓ 点検(整備)記録簿への	記載を済ませたら○を選択 ↓ ※	《機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的言己金	禄によって保存する	必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3	月	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上野	乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満	に1回以上 】・・・3年に1回以上/【50kW以上】		・1年に1回以上		該当なし	該当な	U
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力							
・							
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象			変更点				

	はいのバダイルで選択						
3							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事	た、国はその算定漏えい量等を公表する。 報告は環境政策課) 	甲が甲を 、る(がコ第発 を 種ま時必環 行 算。国 あンー注 「フフたに要境 う 定まへ る類種時 第ロロ、お。の ま の 充特に ンンそ	ウォーターチリングユニット(真空冷却機)※ 蔵機器	冷凍冷	ウォーターチリング゛ユニット(夏 力 1 1 .	頁空冷却機)2 25Kw	台 出
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	В	1月~3月	点検実施日	
6月30日	9月30日		12月28日 3月		31日		
↓ 点検(整備)記録簿への)記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	录によって保存する	8必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3	 月	0
定期点検の実施(下記の機器を保有す	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上	:乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満	に1回以上 請】・・・3年に1回以上/【50kW以上)]	• 1年に1回以上		2台 1年に1回以上	実施し	た
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						
※機器整備等で都道府県知	※3月に入り 充填なし ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		なし	変更点				

4							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の近化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定品の管理者の判断の基準となるべき	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)		GHP(ガスヒートポンプ)		規模,能力等 GHP8台		
上半期 ※簡易点検は	3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
6月30日	9月30日		12月28日		3月3	31⊟	
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら○を選択 ↓ ;	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	兹的記錄	禄によって保存する	必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
	する所属のみ対象。) ※簡易点検に上	乗せして	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW末	年に1回以上 満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】		1年に1回以上		8台 (10~15.7kw)	実施し	た
算定漏えい量・充塡量(冷媒の	充填を行った場合は「 充填量 」及び「 ※	合媒の種	類」を入力。充填がない場合は「		し」と入力。) ※3月に入力		,
※機器整備等で都道府県矢	事の登録を受けた充塡回収業者より発行さ	された「)	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され 	これに年間で	合計充塡量	充填な	U
	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点						

5								
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製 品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)		該当活動,設備寺 EHP(電気モータヒートポンプ)		規模,能力等 EHP4台			
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検り	は3ヶ月	まに1回以上(全機	種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3		1月~3月	点検実施日		
6月30日	9月30日		12月28日 3月		31⊟			
↓ 点検(整備)記録簿への記 	記載を済ませたら○を選択 ↓ ?	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	录によって保存する 	必要あり。		
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有する原		乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点植 (今年度の実施		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし	該当な				
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填	を行った場合は「 充填量 」及び「X	合媒の種	類」を入力。充填がない場合は「		し」と入力。) ※3月に入力	充填なし		
※機器整備等で都道府県知事の	※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な			変更点					

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者は、特定家庭用機器を特定家庭用機器を持定家庭用機器を持定をに期間使用の排送をにからている。 特定ののは、るのののののののでは、一次のののののでは、一次のののののでは、一次のののののでは、一次ののののののでは、一次のののののでは、一次のののののでは、一次ののののののでは、一次のでで、一次のでで、一次のでは、のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、の	テレビ	1台 会議室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業では、、特定では、大学では、大学では、大学では、、大学では、大学では、大学では、大学では、大	冷蔵庫/冷凍庫	4台(冷蔵庫3台、冷凍庫1台) 事務室/会議室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者によりでは、	洗濯機	6台 洗濯室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9				
適用法令等	遵守事	項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者を表別では、等3条 自動車の所有者を表別では、等3を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	ことにより、	公用車	1台 H27アクティ
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

10						
適用法	等合艺	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清持 条(事業者の責務)	帚に関する法律 第3	事業者は、その事業 廃棄物を自らの責任 しなければならない	活動に伴つて生じたにおいて適正に処理。		廃棄物	施設廃棄物全般
	総合実施状況(入力: ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第 15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積 又は駐車台数40台以上)の 理する者は、当該駐車場を利 自動車等を駐車する場合にお 板、放送、書面等により、当 の原動機を停止すべきことを ればならない。	駐車場を管 川用する者が おいて、看 台該自動車等	駐車場	49台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守 変更点	点	

12					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	-	規模,能力等
騒音規制法 第5条(規制基準の遵守 務)	ちます。 指定地域内に特定工 者は、当該特定工場 遵守しなければなら	等に係る規制基準を	送風機		吸込シロッコファン11.0kw5台・ 18.5kw2台
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事		遵守	変更点		

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
騒音規制法 第8条,第10条	第0年代の 第1年代の 第2年代の 第2年代の 第2年代の 第3年代の 第4年代の 第5年代の	送風機	片吸込シロッコファン11.0kw5台・ 18.5kw2台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

14					
適用法令等	遵守	事項	該当活動	加, 設備等	規模,能力等
大気汚染防止法第6条	ば発達をいるの類施/生中定いれ有及令な【る重のにしとに称代地施法よ発い又出ま有出をいったの類をでは、び煙用規おさ質しとにが代地をでは、び煙用規おさ質し、では、なび煙用規おさ質し、にはない性のに出物生出質いめば面又質のに出物生出質があるなでは、なび煙用規おさ質しが、に特の事のがが、関うでは、なが発のに、の、に特の事のが、関うでは、ない、に特の事のが、関うでは、ない、に特の事のが、関うでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	うろけび者ずのば届しうずかる物方載 メ燃りのとに出住のい構に排化煙大いをそた ー料のよな所氏煙造煙に排化煙大いをそた ー料のよながができばい のは出物発気じ除の書 と、れび〇生ば処、口若生中んく他類 と、れび〇生ば処、口若生中んく他類 と、れび〇生ば処、口若生中んく他類 は焼いした であい はに出くの境附 でカリと はのな法業の発方煙大はに出くの境附 でカリン はのな法 業の発方煙大はに出くの境附 でカリッ はのな 法 業の発方煙大はに出くの境附 でカリッ は でんしょう は しょう は しょう がん は しょう は しょう は しょう は しょう は いん は しょう は は しょう は に しょう は は は しょう は は しょう は は しょう は は しょう は は しょう は しょう は は しょう は は は は しょう は は は は しょう は は は しょう は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	蒸気が	ドイラー	小型貫流ボイラー連結型/定格出力: 1,250kg/h(換算基準量2,000kg/h) /HKM-2000G-F/3台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

15					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
大気汚染防止法第11条	届出をした号では、そのでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	名又は名称及び住所氏では名称及び住所氏である。 での代表が関係ではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではできる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		蒸気ボイラー	小型貫流ボイラー連結型/定格出力: 1,250kg/h(換算基準量2,000kg/h) /HKM-2000G-F/3台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
大気汚染防止法第13条,第16条	第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下ではい煙排出者」という。)は、煙発生施設の煙排出者」という。)は、煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙をが出れてはならででででではい煙を排出してはない。場前のではい煙を排出してはない。場所では、一世のでは、一世の大力でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	蒸気ボイラー	小型貫流ボイラー連結型/定格出力: 1,250kg/h (換算基準量2,000kg/h) /HKM-2000G-F/3台
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気 ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理定めるところにより、令で定める場合にあったので定める回数)、浄化をで定める回数)、浄化をで定める同数をしたでである。 第11条 浄化 標管によって定める回数を直に関する検査を受ける。	、毎年一回(環境省ででは、環境省令では、環境省令では、環境を受けるでではならない。 理者は、環境省令ででは、環境省令では、環境省令では、環境省令では、環境省令では、環境省令では、関係できた。	净化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気 ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

19				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更 たに浄化槽管理者に 日から30日以内に、 事項を記載した報告 提出しなければなら	なった者は、変更の 環境省令で定める 書を都道府県知事に	浄化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気 ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

20						
適用法令等		遵守事項		該当活動,	設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2		浄化槽管理者は、当 止したときは、環境 により、その日から 旨を都道府県知事に ない。	省令で定めるところ30日以内に、その	浄化村	曲	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気 ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	合併処理/ピークカット流量調整型嫌気 ろ床担体流動ろ過循環方式/18人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	■ 1977	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日		
実施人数	実施	+ <u> </u>
Æ	訓練内容	
名	実施時の写真撮影も無	

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 47 年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 359 もう少し努力できる

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

るが高が一つでも入って GPN商品)を含 も、単契物品)」の枚数 を含 も物品を購入し た件数→

「支出負担行為(単契物品)」の枚数 R4年度に購入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

2

100.0%

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成枚数→ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標			
生ゴミ処理機の利用を推進し、排出されるゴミの減量化に努める。			
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】			
給食調理があった日は毎日使用しており,来年度も引き続きゴミの減量化に努める。			

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】	【環境基本計画 1】						
基本目標		基本方針			施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		_					
実施結果(D) (3月入力)			三女 347				
評 価(C) (3月入力)				6			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度 (3月)	を以降の事業の 入力・リストか	の方向性 いら選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】					
環境管理責任推進員による総合評価					
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)		
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし		

[・]上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	教育政策課			
連絡先(内線・外線) 環境管理責任推進員		059-382-9112 (内:6172)			

	環境管理推進員	***			
	当初提出日	令和4年6月16日			
提出日	上半期提出日	令和4年10月5日			
	下半期提出日	令和5年4月11日			

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産	育休等は除く)
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者を	記載してください。)

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

帯していることを確認(※病休,産	休,育休等は除く)	該当なし
------------------	-----------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 目動車の所有者は、目動車をなるべく長期間使用することにより、制力をは、自動車が使用済自動車とを抑制したを抑制をあるとともに、の再資源化の再資源では、自動車の修理に当たの事を選択することを関連では、はの事が使用することを促進するようない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となった自動車を促進するようない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済をいる。 第8条 自動車となった当該使用済はならない。	公用車	H16アクティ	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を 処分する者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、 環境省令で定める事項を都道府県知事に 届け出なければならない。	 使用済ポリ塩化ビフェニル使用変圧器・ コンデンサ	本庁舎付属建物の所定保管場所に保管
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第2項(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)	事業者に、その特別では、 での時間、「特別管理を には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	使用済ポリ塩化ビフェニル使用変圧器・コンデンサ	本庁舎付属建物の所定保管場所に保管
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4	4					
	適用法令等	遵守	事項	該当	活動,設備等	規模,能力等
12条の2	処理及び清掃に関する法律第 : 第8項(事業者の特別管理産 に係る処理)	その事業活動に伴いを生ずる事業場を設は、当該事業場ごとる当該特別管理産業る業務を適切に行わ産業廃棄物管理責任らない。	置している事業者 に、当該事業場に係 廃棄物の処理に関す せるため、特別管理		ビフェニル使用変圧器・ コンデンサ	本庁舎付属建物の所定保管場所に保管
選択リス	年間総合実施状況(入力: ストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- …。 ・対象所属が,年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し,その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日		
実施人数	実 施 日	
Æ	訓練内容	
名	実施時の写真撮影有無	ログコイクし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底, 出張時の公共交通機関の利用, 近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 中間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 1562 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 O.O%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 に件数→

「支出負担行為(単契物品)」の枚数 R4年度に購入した件数→

R4年度にク リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を含 む物品を購入し た件数→ R4年度に購 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

90.0%

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 → O 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

環境問題に対する関心を高めるとともに本市の温暖化防止に関する取組をPRするため、外部へのメール送信時や文書発送時に可能な限り署名欄や空白等を利用して、「鈴鹿エコモーション6」を掲載する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

メールの署名欄に定型的に組み込むなど、概ね実施できた。 今後も、市内外の事業者などへのメールの際は、積極的に発信していく。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本	目標	基本方針			施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全		
実施施策 公共施設建設 討	建設時の雨水等の活用方法の検 実施施策 学校建設時の雨		学校建設時の雨水等の流	制方法の検討	担当G	学校施設G
年間計画(P) (当初入力)	今年度,学校建設に係る設計(雨水等の活用方法の検討余地があるもの)はないため,今後の学校建設等の検討の際に雨水等の活用方法 も検討する。					校建設等の検討の際に雨水等の活用方法
実施結果(D) (3月入力)	今年度、学校建設に係る設計(雨水等の活用方法の検討余地があるもの)はなかった。					
評 価(C) (3月入力)	今年度,学校建設に係る設計(雨水等の活用方法の検討余地があるもの)はなかったため,今後の学校建設等の検討の際に検討する。			の学校建設等の検討の際に検討する。		
改 善善(A) (3月入力)	今年度,学校建設に係る設計(雨水等の活用方法の検討余地があるもの)はなかったため,今後の学校建設等の検討の際に検討する。			の学校建設等の検討の際に検討する。		
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)	②目標の達成及び,実現の 難いが,点検結果において 改善につながると思われる	は的確に行われ	前進させたとは言い れており、継続的な			①事業の継続

【環境基本計画 2】							
基本	x目標	基本方針				施策	
 低炭素社会(地球温暖化対策)の推進		新エネルギーの導入		新エネルギー	新エネルギーの導入促進		
実施施策 公共施設における太陽光発電システムの 導入		実施施策 詳細	学校建設時等の太陽 の検討	光発電システム導入	担当G	学校施設G	
年間計画(P) (当初入力)	今年度,学校建設に係る設計(太陽光発電システム導入の検討余地があるもの)はないため,今後の学校建設等の検討の際に太陽光発システムの導入も検討する。				後の学校建設等の検討の際に太陽光発電		
実施結果(D) (3月入力)	今年度,学校建設に係る設計(太陽光発電システム導入の検討余地があるもの)はなかった。						
評 価(C) (3月入力)	今年度,学校建設に係る設 る。	計(太陽光発電	電システム導入の検討	余地があるもの)は	はなかったため	,今後の学校建設等の検討の際に検討す	
改 善(A) (3月入力)	今年度,学校建設に係る設 る。	計(太陽光発電	電システム導入の検討	余地があるもの)に	はなかったため	,今後の学校建設等の検討の際に検討す	
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)	②目標の達成及び,実現の 難いが,点検結果において 改善につながると思われる					①事業の継続	

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	0

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		学校教育課	
連絡先(内線・外線)		6128	
環境管理責任推進員		***	
	環境管理推進員	****	
当初提出日		令和4年6月17日	
提出日	上半期提出日	令和4年10月19日	
	下半期提出日	令和5年4月6日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産	育休等は除く)
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者を	記載してください。)

• 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0
----------------------------	---

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休	等は除く) 該当なし
-----------------------	------------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが,<u>上半期に実施できない場合は,必ず「下半期」に実施</u>してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	該	当なし	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月) しのいずれかを選択	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日			
実施人数	実 畑 日	<u> </u>	
名	訓練內容		
白	実施時の写真撮影有無		

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されま

【環境目標 1】

|節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse: 繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

|自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 ニ 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	947	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 →	3925	24.1% 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> R4年度にグ リーン購入(エ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 コ・グリーン・ 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

5 GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購 「支出負担行為(単契物品)」の枚数

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

83.3%

6 入した件数→ 徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

O 作成枚数 → 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標窓口カウンター等に環境に関する文書を掲示し、環境問題への市民へPRし、意識・関心を高める。 【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】 目標に挙げたことの取り組みを進め、意識・関心を高めることができた。しかし、定期的に確認することなど課として、一人ひとりの意識をもっと高めていきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		_		L			
実施結果(D) (3月入力)			多当	77	•		
評 価(C) (3月入力)		H	^ ─	0,1			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	業の方向性 から選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

•環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

[・]上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		教育指導課
連絡先(内線・外線)		6133
	環境管理責任推進員	****
	環境管理推進員	****
	当初提出日	令和4年6月17日
提出日	上半期提出日	令和4年10月6日
	下半期提出日	令和5年4月19日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	ハることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第6条	地方公共団体は、基本理念にのっとり、 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及 び環境教育並びに協働取組の推進に関 し、国との適切な役割分担を踏まえて、 その地方公共団体の区域の自然的社会的 条件に応じた施策を策定し、及び実施す るよう努めるものとする。	環境行政	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
石	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

|自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標 6】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 2065 決裁数を入力 48.6% 年間の電子 決裁を含む全 4251 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って

いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 5 GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購

6

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

83.3%

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 O 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

入した件数→

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

鈴鹿市学校EMS事業を受け,市内小中学校の中から実践協力校を指定し,体系的,継続的な環境教育の推進を行うとともに,市内各幼小中学 校(園)にその成果を広めていく。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

• 各学校(園)が地域の特性に応じた取組を継続的に実施することができた。小学校6校では,三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携した取組を実施したこ とで、子どもたちの環境意識の向上につながった。今後も、全ての学校(園)で工夫しながら実施できるよう、啓発・助言をしていく。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本目標		基本方針		施策		
環境教育・学習の充実	環境教育・学	環境教育・学習の推進 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		環境教育・学習の推進		
実施施策 環境教育年間計画作成及び デー」における取組	「学校環境 実施施策 詳細	環境教育年間計画作成 学校環境デー(6月5E における環境学習推進	3)に合わせ,各学校	担当G	指導G	
年間計画(P) (当初入力) 5月:各学校/					3月:報告	
実施結果(D) (3月入力) 全ての小中学	全ての小中学校について,地域の実態や児童生徒の実態に合わせた取組が,年間指導計画に基づいて行われてきた。					
評 価(C) (3月入力) 全ての学校に	全ての学校において、社会、総合、理科といった、教科の学習過程に位置づけて環境学習に取り組む様子が見られた。					
改善善(A) (3月入力) 取り組む学年(取り組む学年に偏りがないように,学校全体,もしくは全ての学年で取り組む活動が増えるように助言をしていく。					
	①目標の達成及び,実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている 次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択) ①事業の継続					継続

環境活動報告シート 令和4年度

【環境基本計画 2】							
基本目標	票		基本方針		施策		
		環境教育・学習の推進		環境教育・学習の推進			
実施施策 チャレンジ・エコ Suzuka-ECO2	コスクールの実施 プロジェクトの取組	実施施策 詳細	学校(園)の教育活 水等の取組推進	動における節電,節	担当G	指導G	
· · · · · · · · ·							
実施結果(D) (3月入力)	全ての幼稚園,小中学校について,地域の実態や幼児児童生徒の実態に合わせた取組が,年間指導計画に基づいて行われてきた。					尊計画に基づいて行われてきた。	
評 価(C) (3月入力) 環境	環境学習に関連する図書やICT機材・出前授業などを活用し,各学校のテーマに合わせて,学習を深めていく様子が見られた						
改 善(A) (3月入力)	すべての学校・すべての学年において体験的に学ぶ機会が保障されるよう,指導助言をしていく。						
	①目標の達成及び,実現のための施策を着実に前進させてお 次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)				①事業の継続		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	該当なし	①実施済	0				

[・]上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
]:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		教育支援課		
連絡先(内線・外線)		6152		
環境管理責任推進員		****		
環境管理推進員		***		
当初提出日		令和4年6月17日		
提出日 上半期提出日		令和4年10月14日		
	下半期提出日	令和5年4月6日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	ハることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

• 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0
----------------------------	---

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

帯していることを確認(※病休,産	産休,育休等は除く)	該当なし
------------------	-------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

	実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
--	----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	適用法令等 遵守事項 該当活動,設備等					規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の 化に関する法律(フロン排出抑制 第16条により規定される第一種特 品の管理者の判断の基準となるべる	去) 定製	以下の事項を定めた国が定める「第一種特別で理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用である第一種特定と対して、関連する第一種特定製品の設置環境・使用機力の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	用が用き 、る(がコ第発 を 重ま時必環 行 算。国 あンー注 「フフたに要境 う 定まへ る類種時 第ロロ、お。の ま	空調機器(業務用・第一種特定製	是)	3台 6	さつき教室	
上半期 ※簡易点検	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実		点検実施日	
6月30日		9月30日		12月28日		3月25日		
↓ 点検(整備)記録簿	への記	『載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電荷	兹的記錄	录によって保存する	る必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月 〇 10月~12月 〇			1月~3	月	0	
定期点検の実施(下記の機器を保存			乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当な	し		
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量					充填な	J		
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 評価事象なし 変更点								

2					
適用法令等	遵守事項	Į	該当活動,設備等	規模,	能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが、気間の特別では、すの特別では、これので、一つ池で、一つ地域が、関係とは、では、ので、一つ地域が、関係をは、は、すの特別が、関係が、関係が、関係が、関係が、関係が、関係が、関係が、関係が、関係が、関係	こ出家て品庭るきじ律力 ニドニる限ンは物た電とを庭は化用者渡るのし ッ形ッセる管蓄にも気に抑用、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷よ制機当が器は、と的け 形アがし)、池みを蔵りす器該確廃再そにをれ エコ壁ー、液を込除庫、る廃特実棄商のよ達ば アン掛トテ晶使む 及特よ棄定に物品求 成な コ け形し式用こ び	冷蔵庫	けやき教室/1台	さつき教室/1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守 変更	更点		

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事では、	テレビ(ブラウン管式・液晶式)	けやき教室/液晶1台 さつき教室/ブラウン管1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表するが使用をとうできるのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	ることにより、 したとの はな自動を を抑制にし 自動を をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をがある。 をはいる。 をはいる。 ののでは、 の	公用車	鈴鹿480あ323 鈴鹿580い9403 鈴鹿580い9405 鈴鹿480あ133 鈴鹿480う8180 鈴鹿480う9786
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	□ 1 → 1	変更点	

6					
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等		
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	净化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽		
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点					

7				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理定めるところにあるところ場合にあるで定める場合にある回数)、浄化村の清掃をした標の清掃をした標の、浄化は標ので定める回数とした標にで定める回数とで定める回数を直に関するに関する検査を受ける。	、毎年一回(環境省ででは、環境省令では、環境省令では、環境を受けるでではならない。 理者は、環境省令ででは、環境省令では、環境省令では、環境省令では、環境省令では、環境省令では、関係できた。	浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

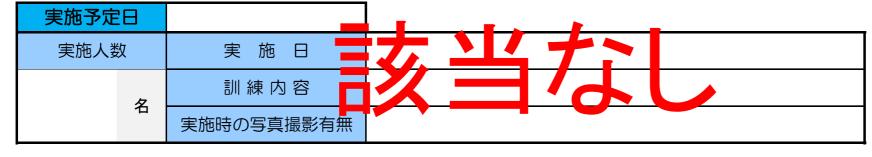
8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備	描等 規模 , 能力等
	浄化槽管理者に変更があったときたに浄化槽管理者になった者は、日から30日以内に、環境省令で軍事項を記載した報告書を都道府県提出しなければならない。	変更の 定める 浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方 式/8人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	合併処理/嫌気ろ床単体流動生物ろ過方式/8人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	□ 1 → 1	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse: 繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底, 出張時の公共交通機関の利用, 近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 年間の電子 決裁を含む全 決裁を含む全 決裁数を入力 → 2354

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグリーン購入(エコ・グリーン GPN商品)を含む物品を購入した件数→

R4年度に購入した件数→

19

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

10.5%

もう少し努力できる

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成 # 12 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成枚数→ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

各学校の児童会・生徒会が中心となりSDGsを意識して環境美化活動に取り組み、PTAや地域が実施する環境美化活動に対し、児童生徒が積極的に参加するように働きかける。

環境問題に対する市民の関心を高めるため、イベント等でのゴミの分別や持ち帰りの大切さを周知する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

SDGsを意識した環境美化活動に取り組む学校が多くなった。PTAや地域が実施する環境美化活動に対し、児童生徒が積極的に参加するように働きかける。 イベント等でのゴミの分別や持ち帰りの大切さを周知する機会が少なかったので、環境問題に対する市民の関心を高めらるように改善したい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標	基本方針			施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			女当	ナ こ			
評 価(C) (3月入力)		P	メ コ	'			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	業の方向性トから選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所
	•

所属(課等)		鈴鹿市人権教育センター	
連絡先(内線・外線)		059-384-7411	
環境管理責任推進員		****	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和4年6月7日	
提出日	上半期提出日	令和4年10月25日	
	下半期提出日	令和5年4月12日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

• 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0
----------------------------	---

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
7 (100	7	

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	適用法令等 遵守事項			該当活動,設備等		規模,能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の 化に関する法律(フロン排出抑制法 第16条により規定される第一種特別 品の管理者の判断の基準となるべき	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)		空調機器(業務用・第一種特定製品)		3台:人権教育センター (多目的室外×1,事務室外×1, 図書・相談室外×1)		×1,	
	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象) 10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施日				
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日						
6月30日		9月30日		10月20日 2月2			24 0	
↓ 点検(整備)記録簿 	への記	記載を済ませたら○を選択 ↓ ?	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	录によって保存する 	必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	∃	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点 (今年度の実	i検 施有無)		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし	該当な	立し しょ	
算定漏えい量・充塡量(冷媒(算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力							
※機器整備等で都道府県	発展の表現である。 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況 (選択リストから遵守・未遵守・評価				変更点				

2							
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製 品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定管理者の判断の基準」の遵守を通じて、ことがの漏えい防止に取り組織できる第一種特定をできる。 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	空調機器(業務用・第一種特定製品)		8台:一ノ宮分館 (分館西×4, 憩いの家北×3,憩いの家東×1)			
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日		1月~3月	点検実施日	
6月30日	9月30日		10月20日		2月24日		
↓ 点検(整備)記録簿への訓	記載を済ませたら○を選択 ↓ 🗦	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	禄によって保存する	必要あり。	
4月~6月			10月~12月	0	1月~3月	₹	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし	該当な	し
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						充填なし	
	D登録を受けた充塡回収業者より発行さ	れた「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間で	合計充塡量		
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な			変更点				

	家は 0000 194 127で 歴刊								
3 適用法令等	遵守事項		該当活動,	設備等			能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の近化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定品の管理者の判断の基準となるべき	以下の事項を定めた国が定める「第じけるアリカの基準」の遵守を取り間でである。 管理者の判断の基準」の遵守を取り組 ●管理する第一種特定製品の設置環維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が違の記録作成・保存 でのフロン類の充塡の原則禁存 ・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいが場合でのフロン類を高こと場である。 一定量以上フロン類を漏えいがまた。 を関けるでのである。 一定量以上フロン類を漏えいがまた。 を関する。 を関する。 3. 機器にフロン類を充塡又は回い「ないまで、 を関するは、 を関するはではないがまた。 を関連のでである。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、引きに変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、引きに変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、引きに変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、引きに変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、引きに変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、引きに変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者に表記を変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者に表記を変数の引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者にある。 4. 機器の廃棄等を実施する者に引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する者に引き変がある。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の廃棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原棄等を実施する。 4. 機器の原理を表述を定述を表述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述を定述	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者に否託しなければ対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類の引き渡しを設備業者に否認すがある。また、質別の引き渡しを設備業者等に必要がある。また、質別の引き渡しを設備業者等に必要がある。また、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等		判断の基準」の遵守を通じて、使用時にお ン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 る第一種特定製品の設置環境・使用環境の 検・定期点検 や故障等が確認された場合の修理を行うま ン類の充塡の原則禁止 整備の記録作成・保存 別とフロン類を漏えいさせた者は、算定 等を国に報告することが求められる。ま その算定漏えい量等を公表する。(国への 境政策課) ・空調機器(業務用・第一種特定製品) ・空調機器(業務用・第一種特定製品) ・空調機器(業務用・第一種特定製品) ・空調機器(業務用・第一種特定製品) ・空調機器(業務用・第一種特定製品) ・の原業等を実施する者は、フロン類充 を確実に伝達する必要がある。 ・の原業等を実施する者は、フロン類を「第 ン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン 渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン 収業者」に引き渡す必要がある。また、そ		品)	1台:玉垣分館 (分館東×1台)		
上半期 ※簡易点検は	3ヶ月に1回以上(全機種対象		下半期	※簡易点検は	は3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検集	『施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月			1月~3月	点検実施日		
6月30日	9月30日		10月20日 2月2			24日			
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら〇を選択	→ ※機器	を廃棄した後3年間は	は紙又は電磁	兹的記錄	录によって保存する	5必要あり。		
4月~6月	4月~6月 〇 7月~9月 〇 10月~12月			0	1月~3	月	0		
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし		て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施				
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				 該当なし	該当な	:			
	充填を行った場合は「 充填量 」及 知事の登録を受けた充塡回収業者より				;	※3月に入力	充填な		
年間総合実施状況(<i>7</i> 選択リストから遵守・未遵守・評価事		遵守	変更点						

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事では、	冷蔵庫	2台 【人権教育センター 1台 】 一ノ宮分館 1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定と知識を関係として、 を特定を関連を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	空調機器(家庭用)	2台 【人権教育センター 1台 一ノ宮分館 1台】
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業 廃棄物を自らの責任 しなければならない	活動に伴つて生じた において適正に処理 。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	使用者が公共下水道の使用を開始し、保止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとは、当該使用者は、あらかじめ、そのを市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、「様とする。	アル道排水設備	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参 照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されま す。

【環境目標 1】

|節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす,Reuse:繰り返し使う,Recycle:再生利用する,Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

飲底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値



【環境目標7】

|環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める|

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ Ο GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購 0 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

0

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 → 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

「子どもの居場所づくり事業(共生交流ひろば・キラキラ☆こども村)の人権教育センターが開催するイベント開催時に,ごみの分別を呼び掛けたり環境啓発ポス ターを掲示したりすることで、環境保全に対する意識の醸成を図る。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

・「子どもの居場所づくり事業」は感染症対策を徹底して、年間29回実施した。

⇒ 環境保全に対する意識向上の取組としては、リユース紙の使用や節電をセンター利用者に呼び掛け、協力してもらった。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画(P) (当初入力)				
実施結果(D) (3月入力)		三文	77	
評 価(C) (3月入力)			10 C	
改 善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	業の方向性 -から選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
	環境管理責任推進員による総合評価						
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。